



# 結婚相談所連盟による 独占禁止法違反被疑事件

— I B J に対して確約計画を認定 —

萩原 泰斗 公正取引委員会事務総局 官房人事課企画官 (前・審査局第三審査上席審査専門官)

高草木 智 公正取引委員会事務総局 審査局第三審査上席付審査専門官 (主査)

渡部 安紀 公正取引委員会事務総局 審査局第三審査上席付係員

## はじめに

6月といえばジュンブライド、というのはもう一昔前の話だそうで、いわゆる「婚活」も多様化しているようです。そんな婚活において、マッチングアプリなどの手軽に始めることができるツールが登場してからも根強く支持されているサービスとして、結婚相談所があります。結婚相談所は、お見合い相手の紹介から成婚に至るまでのサポートを「仲人」と呼ばれる仲介人が行うもので、この事業は、多くの場合、特定商取引法の「特定継続的役務提供」の1つの類型(結婚を希望する者への異性の紹介)に該当し、消費生活相談ではなじみのある分野かと思えます。

本稿では、この結婚相談所をめぐる分野に関して、公正取引委員会が2024年1月22日に行った「確約計画の認定」について紹介します。

## 結婚相談所と結婚相談所連盟

まず、消費者(婚活者)の視点に立てば、どの結婚相談所に入会しようか、という選択をすることになります。他方で、結婚相談所は、結婚相談所向けのサービスとして、いわゆる結婚相談所連盟(以下、連盟)に加盟することができます。結婚相談所は、加盟している連盟が提供するシステム(お見合いシステム)を利用して、自分の結婚相談所の会員同士だけでなく、その連盟に加盟する他の結婚相談所の会員ともお見合いを組むことができるようになります。ここでは、結婚相談所は、どの連盟に加盟しようか、という選択をすることになります。また、通常、複数の連盟に重複して加盟することもできます。

連盟の運営事業者は、お見合いシステムの提供などのサービスを事業として結婚相談所に提供し、結婚相談所から加盟金や月会費の支払いを受けることとなりますから、多くの結婚相談所に自分の連盟に加盟してほしいと考え、ここに、各連盟間で結婚相談所との取引の獲得競争が生まれます。

## 独占禁止法と公正取引委員会

独占禁止法は、1条において、事業者間の公正<sup>か</sup>且つ自由な競争を促進し、一般消費者の利益を確保することを目的の1つとして規定しています。

独占禁止法という、まず思い浮かぶのは、いわゆる価格カルテルや談合など、商品の販売価格や公共事業などの受注者を複数の事業者間で調整し、決定することなどを規制するものでしょうか。独占禁止法は、こうした「共同行為」だけでなく、事業者が単独で行う再販売価格の拘束や不当廉売など、「単独行為」と呼ばれるものも規制しています。

公正取引委員会は、こうした独占禁止法違反被疑行為について調査し、排除措置命令や課徴金納付命令のほか、以下で紹介する確約計画の認定などの行政処分等を行っています。

公正取引委員会は、2024年1月22日、先ほど紹介した連盟事業に関して、単独行為の1つである「拘束条件付取引」を行っていた疑いのある株式会社IBJ(以下、IBJ)から申請があった、「確約計画」の認定をしました。

確約計画の認定とは、確約手続を開始するために必要な手続を経た上で、事業者から確約計



画(違反の疑いの理由となった行為を排除するために必要な措置に関する計画)の認定の申請があった場合に、公正取引委員会が、計画されている措置の内容が十分か、その措置が確実に実施されるかなどを検討し、これらが満たされる場合に申請された計画を認定する手続です。

この確約計画の認定は、排除措置命令や課徴金納付命令と同じ行政処分ではありませんが、これらの命令とは異なり、独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者との合意により自主的に解決するための手続です。確約手続は、競争上の問題を早期に是正し、命令を発出する場合よりも広い領域の問題を解決できる場合があるなど、独占禁止法の効率的かつ効果的な執行に資するものとされています。



## 事案の概要

### (1) IBJの概要

IBJは、「IBJ」という名称の連盟(以下、IBJ連盟)を運営するとともに、「IBJメンバーズ」という結婚相談所を運営しています。また、IBJの子会社である株式会社サンマリエと株式会社ZWEIは、それぞれ、「サンマリエ」「ZWEI」という結婚相談所を運営しています。

2021年9月頃以降の連盟事業におけるIBJのシェアは、連盟に加盟する結婚相談所の数、連盟のシステムに登録された会員の数、連盟事業の売上高のいずれにおいても全国第1位です。

IBJ連盟には、IBJメンバーズ、サンマリエとZWEIの会員も多数登録されていますが、これらの3ブランド(以下、直営3ブランド)の特徴として、会員数が多いこと、一般的に結婚相手に求められやすいとされる条件を備えた会員を集めていることが挙げられます。

### (2) 違反被疑行為の概要

#### ア お見合い制限

IBJは、2021年9月頃以降、IBJ連盟の加盟結婚相談所であってIBJ連盟以外の特定の連盟に

も重複して加盟している結婚相談所(以下、重複加盟相談所)に対して、他の連盟を退会しなければ、当該重複加盟相談所の会員と直営3ブランドの会員とのお見合い制限を行うことを示唆し、他の連盟から退会せず、また、退会の意向を示さなかった重複加盟相談所に対して、お見合い制限を実施しました。

なお、この「お見合い制限」とは、お見合いシステム上、重複加盟相談所の会員から直営3ブランドの会員へのお見合いの申込みが取り次げられないよう設定するとともに、直営3ブランドの会員によるお見合い相手の検索結果画面に、重複加盟相談所の会員が表示されないように設定する行為のことです。

#### イ エリアページからの情報削除

IBJは、自社のウェブサイト上に「エリアページ」というウェブページを設けています。このエリアページは、掲載を希望した加盟結婚相談所の情報が掲載されるページで、結婚相談所に登録しようとする消費者(婚活者)は、このウェブページ上で、希望する地域に所在する加盟結婚相談所を検索することができます。

IBJは、2022年11月頃以降、重複加盟相談所に対し、エリアページに当該重複加盟相談所の情報を掲載しない方針である旨を伝え、他の連盟から退会せず、また、退会の意向を示さなかった結婚相談所の情報をエリアページから削除し、他の連盟から退会させようとしてきました。

### (3) 確約計画の概要及びその認定

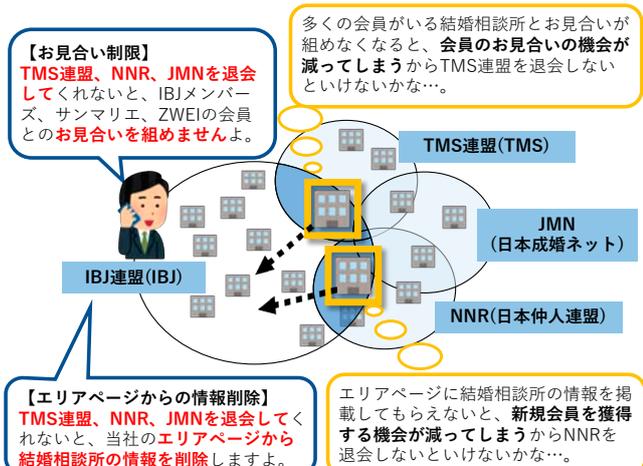
公正取引委員会は、IBJに対し、独占禁止法48条の2の規定に基づき、前記(2)の行為(以下、本件違反被疑行為)が同法19条(不公正な取引方法12項[拘束条件付取引])の規定に違反する疑いがある旨の通知を行ったところ、IBJから、本件違反被疑行為の取りやめ、関係各所への周知徹底、今後同様の行為を行わないこと、再発防止に必要な措置などの内容を含む確約計画の認定の申請がありました。



公正取引委員会は、当該確約計画が違反被疑行為を排除するために十分なものであり、かつ、その内容が確実に実施されると見込まれるものであると認め、2024年1月22日、IBJの確約計画を認定しました。

以上の事案の概要の詳細については、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している公表資料をご覧ください。

#### 図 違反被疑行為の概要



公正取引委員会「株式会社IBJから申請があった確約計画の認定について」(2024年1月22日)より作成  
[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240122\\_3jyou\\_IBJ.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/240122_3jyou_IBJ.html)



## 本件のポイント

### (1) 本件違反被疑行為が市場に与える影響

お見合い制限は、重複加盟相談所の会員のお見合いの機会を減少させるものであり、また、エリアページからの情報削除は、結婚相談所に登録しようとする婚活者から重複加盟相談所が選択される機会を減少させるものです。IBJは、連盟事業におけるシェア全国第1位の有力な事業者ですから、重複加盟相談所は、IBJ連盟以外の連盟との取引を回避するようになると考えられ、実際に、これらの行為を受けた結婚相談所が他の連盟から退会した例もありました。

このように、IBJは、重複加盟相談所の事業活動を拘束する条件を付けて取引を行っており、これらの行為により、他の連盟が結婚相談所との取引から排除される又は他の連盟事業者と結婚

相談所との取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じ得るものと考えられます。

### (2) 本件違反被疑行為が消費者に与える影響

結婚相談所の会員(消費者)にとって、自分の結婚相談所が複数の連盟に加盟すれば、その分だけお見合いの機会を得られる可能性があります。しかし、自分の結婚相談所が連盟を退会すると、その分だけお見合いの機会(お見合い相手の候補)が減る可能性があるということになります。したがって、本件違反被疑行為を受けて、他の連盟を退会することを選択した結婚相談所の会員にとっては、本件違反被疑行為によってお見合いの機会が減少した可能性があります。

また、お見合い制限は、お見合いの申込みが取り次げられない、一部のお相手が検索結果に表示されないなど、お見合いの機会を減少させるものですから、他の連盟からの退会に至らなかった重複加盟相談所の会員にとっても、本件違反被疑行為によってお見合いの機会が減少していた可能性があります。

このように、本件違反被疑行為は、お見合いの機会を減少させるという消費者利益を損なう影響を及ぼしていた可能性があると考えられます。



## おわりに

公正取引委員会が本件のようないわゆる婚活関連の分野について独占禁止法上の措置を行うことは、初めてのことです。

本件の確約計画の適切・確実な履行を通じて、今後、本件違反被疑行為と同様の行為が将来にわたって排除され、連盟の運営事業者による結婚相談所との取引の獲得市場において公正かつ自由な競争が行われることが期待されます。そして、当該獲得市場における公正かつ自由な競争を通じて、連盟に加盟する結婚相談所の会員に対し婚活支援のためのサービスが適正に提供されることにより、消費者利益のいっそうの向上が期待されます。